

第 68 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42, 800円」を「66, 400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「の」を「」及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5, 000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第16条の2の次に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第16条の3 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県警察職員互助会その他これに類するものとして任命権者が定める団体（第3号において「互助会等」という。）に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金
- (2) 法第52条第1項に規定する職員団体（次号において「職員団体」という。）

の組合費

- (3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの
- (熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「42,800円」を「66,400円」に改め、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第9項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「及び」を「、」に、「の」を「」及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第10項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 第21条の次に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第21条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 一般財団法人熊本県職員互助会、熊本県高等学校生活協同組合、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体（第3号において「互助会等」という。）に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金
- (2) 法第52条第1項に規定する職員団体（次号において「職員団体」という。）の組合費
- (3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）

の一部を次のように改正する。

第3条中「法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改め、「。第11条の3において同じ」を削る。

第11条の4第1項中「（昭和31年法律第162号）」を削る。

第20条の次に次の1条を加える。

（給与からの控除）

第20条の2 職員の給与の支給に際しては、当該給与から次の各号に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 一般財団法人熊本県職員互助会、一般財団法人熊本県教育会館、公益財団法人日本教育公務員弘済会熊本支部その他これに類するものとして任命権者が定める団体（第3号において「互助会等」という。）に対して支払うべき掛金、貸付金の元利償還金及び物資の購入に係る代金

(2) 法第52条第1項に規定する職員団体（次号において「職員団体」という。）の組合費

(3) 互助会等及び職員団体の取り扱う保険の保険料及び共済の共済掛金

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第3条及び第11条の4第1項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第10条第3項第2号の改正規定及び同条例第16条の2の次に1条を加える改正規定、第2条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第11条第3項第2号の改正規定及び同条例第21条の次に1条を加える改正規定並びに第3条中熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第20条の次に1条を加える改正規定 令和8年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

（提案理由）

一般職の職員の給与の改定等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。